



News Release

中野区

2016年9月8日

記者会見資料

- 中野区における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用開始について
- 起創展街 中野にぎわいフェスタ 2016 の開催について
- 江古田三丁目障害者・認知症高齢者グループホーム等整備運営事業者の公募について
- 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施について

次回定例記者会見は10月18日（火）午前11時からを予定しています。

場所 区役所4階庁議室

中野区における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用開始について
－ISO27001認証取得を目指した取り組み－

中野区では、情報セキュリティ体制の一層の強化を図るため、全庁的に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）体制を構築し、9月1日から運用を開始しました。今後、職員研修や内部監査等を実施した後、認証機関の審査を受け、今年度末までに、国際規格ISO27001の認証取得を目指します。全庁規模での認証取得は自治体として初めてとなる見込みです。

1 基本理念

中野区が真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくためには、区民の個人情報や行政運営上重要な情報資産を様々な脅威から守り、区民の財産やプライバシー等の保護及び事務の安定的な運営を確保することが重要であることから、情報セキュリティ対策について基本方針を定め、これに基づき情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）体制を構築・運用し、積極的に取り組むこととします。

2 取り組みの概要

対象範囲：中野区役所庁舎内42部署、庁舎外64施設 計106部署
(ただし、学校、幼稚園、指定管理施設等は除く)

基本方針：「中野区におけるISMS基本方針」 別紙参照

※参考 他自治体における認証取得状況

三鷹市(H16)、杉並区(H16)、西宮市(H18)、豊中市(H18)、藤沢市(H18)、東京都(H22)

※他自治体における認証取得は情報システム担当や住民票・税窓口担当等の一部に限られており、全庁規模での認証取得は初めてとなる見込み。

3 取り組みの日程（予定）

平成28年	9月	ISMS運用開始
	9月～10月	職員研修実施
	10月～11月	内部監査実施
	12月	マネジメントレビュー（内部監査指摘事項の是正措置対応）
	12月～	
平成29年	1月	認証機関審査
	2月	是正計画等作成
	3月	認証取得

お問合せ先

政策室副参事（業務マネジメント改革担当） 永田 電話 03-3228-8806

ISO27001

中野区におけるISMS基本方針

<基本理念>

中野区が真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくためには、区民の個人情報や行政運営上重要な情報資産を様々な脅威から守り、区民の財産やプライバシー等の保護及び事務の安定的な運営を確保することが重要であることから、情報セキュリティ対策について基本方針を定め、これに基づき情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)体制を構築・運用し、積極的に取り組むこととします。

<基本方針>

1. 中野区は、区長のリーダーシップの下、最高情報安全責任者(CISO)を中心とした情報セキュリティ体制を確立し、情報セキュリティに対する責任を明確にします。
2. 中野区は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、以下の対策を講じます。
 - (1)施設への不正な立入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講じます。
 - (2)情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員及び外部委託事業者の情報セキュリティ対策の内容を周知徹底する等十分な教育が行われるように必要な対策を講じます。
 - (3)コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じます。
 - (4)情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じます。また、情報資産に対する侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定します。
3. 中野区は、情報セキュリティインシデントに備えた体制を整備し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、その原因を迅速に究明し、その影響を最小限に止めるとともに再発防止に努めます。
4. 中野区は、情報資産の様々なリスクに適切に対処するため、リスクアセスメントを実施した上で、対応策を定め、リスクマネジメントを行います。
5. 中野区は、情報セキュリティに関連する違反行為に対して、法令及び区の規定に従い厳正に処分を行います。
6. 中野区は、本基本方針に従い区の規定を整備し、その周知と共に確実に実行できる環境を整備します。
7. 中野区は、以上の活動を継続的に見直し、改善に努めます。

<職員遵守事項>

1. 職員は、情報セキュリティに関するルールを遵守します。
2. 職員は、業務以外の目的で文書の作成や閲覧、情報システムへのアクセス、メールの使用及びインターネットへのアクセス等を行いません。
3. 職員は、情報の紛失や漏えい等がないように、文書等を適正に保管し、パソコン等情報機器の使用にあたってはルールを厳守します。
4. 職員は、情報セキュリティに関する理解促進とスキルの向上を図るため、継続的に研修を受講し、情報セキュリティに対する自覚をもって日々の業務を遂行します。

平成28年9月1日

中野区長 田中大輔

起創展街 中野にぎわいフェスタ2016 の開催について

東京の顔としての中野駅周辺のにぎわいを創り出していくため、商店街や飲食街、事業者、表現活動者、区民などが中心となり、中野の個性・魅力を発信し、来街者の拡大を目指すイベントとして、第8回となる「起創展街 中野にぎわいフェスタ2016」が開催されます。今年の全体テーマは「みんなが主役」です。

中野駅周辺の様々な施設等全10会場で特色あるイベントが実施され、中野のまちの多彩な魅力を体感できます。

1 開催期間

平成28年10月8日（土）、10月9日（日） ※荒天中止

2 会場

中野駅周辺地区 全10会場

【北口】6会場

中野四季の森公園、中野サンプラザ前広場、他

【南口】4会場

三菱東京UFJ銀行駐車場、中野郵便局駐車場、他

3 イベント概要（代表的なイベント）

(1) 四季の森公園にぎわいイベント（中野四季の森公園＝メイン会場）

- ・メインステージを「グリーンステージ」としてプロの演奏を中心にお楽しみいただきます。
- ・お子様連れの家族向けには「ファミリーステージ」を設けキッズダンスなどを披露します。
- ・今年初の試みとして「エコステーション」を設け、ごみの回収率向上と環境美化に取り組めます。

(2) 地方創生大物産展（中野サンプラザ前広場）

- ・なかの里・まち連携自治体及び熊本県の物産展
- ・大きなレゴブロックを使って遊べるレゴランド特別コーナー（中野サンプラザ1階ロビー内）

(3) 中野南口わいわい祭り（中野駅南口）

- ・布製の大型キャンバスに子供たちが自由に絵を描いて楽しんでもらう「ライブペイント」
- ・ワークショップで手作りした楽器でブラスバンドと共にファミリーロードの練り歩き
- ・ステージでは国際色豊かなライブなどを開催

(4) なぞなぞクイズラリー

四季の森公園エリアと南口商店街エリアの各所に設置された商店街にちなんだ問題を、商店街を巡りながら解いて廻り、4問以上正解すると景品がもらえます。景品引換所を中野郵便局駐車場のキッズエリアに設けることで、フェスタ全体の回遊性を高めます。問題は子ども向けと大人向けが用意されます。

4 主催

起創展街 中野にぎわいフェスタ実行委員会
※商店街、企業、団体、学校等により構成

5 後援

中野区

6 実行委員会事務局

一般社団法人 中野区観光協会
(FAX) 03-5332-7374
(E-mail) info@nakano-kanko.com

7 ホームページURL

<http://nakano-nigiwai.com/>



昨年の様子

問合せ先

都市政策推進室副参事（都市観光・地域活性化担当）藤永 電話 03-3228-5464

江古田三丁目障害者・認知症高齢者グループホーム等整備運営事業者の公募について

「中野区健康福祉総合推進計画2015」「第4期中野区障害福祉計画」「第6期中野区介護保険事業計画」（平成27年3月策定）に基づき、公有地を貸し付けて、重度障害者グループホーム等及び介護保険地域密着型サービス施設等の整備運営事業者を、プロポーザル方式により、次のとおり公募します。

1 整備用地所在地

中野区江古田三丁目3番21号

2 重度障害者グループホーム等の整備

(1) 整備内容

必須事業

- ① 共同生活援助 定員17名（3ユニット）
- ② 短期入所 定員 3名（空床利用により日中一時支援事業を併せて実施）
- ③ 地域生活支援拠点（緊急時対応等コーディネート事業、相談支援等）

※ ①②については、利用者の対象を障害支援区分5，6の重度の方を中心とし、医療的ケアのある方や、行動障害等ある方の支援も実施します。

(2) 事業手法

- ア 整備・運営事業者は企画提案公募型事業者選定方式により募集し、選定します。
- イ 事業地を約50年間貸し付け、事業者は残存の建物等を解体、除去します。
- ウ 事業者は、2の(1)に掲げる施設を事業者の負担で建設するとともに、施設完成後、対象事業の運営及び受託を行います。

(3) 施設整備等の補助等

事業者が都の補助制度を活用するほか、区から施設整備費の一部、重度障害者の受け入れに対する必要な運営費の一部及び残存建物等解体除去経費について補助します。地域生活支援拠点、日中一時支援事業については、区の委託により実施します。

3 介護保険地域密着型サービス施設の整備

(1) 整備内容

ア 必須事業

- ① 小規模多機能型居宅介護（又は看護小規模多機能型居宅介護）
登録定員 29人以内 通い18人以内 泊まり9人以内
- ② 認知症高齢者グループホーム
2ユニット 18人以内
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 事業者提案事業

介護保険サービス（訪問系居宅介護サービス）、地域交流スペース

(2) 事業手法

ア 事業者は企画提案公募型事業者選定方式により募集し、選定します。

イ 事業地は約50年間定期借地権を設定して貸し付け、賃料は区基準から75%減額します。

ウ 事業者は3の(1)に掲げる施設を事業者の負担で建設するとともに、施設完成後、対象事業の運営を行います。

(3) 施設整備費等の補助

都の補助制度を活用し、区から前述3の(1)に掲げる施設整備費の一部を補助します。

4 応募事業者の資格

(1) 重度障害者グループホーム等

平成28年9月1日現在、施設入所支援、共同生活援助、短期入所のいずれかを1年以上運営している事業者。

(2) 介護保険地域密着型サービス

① 平成28年9月1日現在、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に法人本部を有し、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型グループホーム、小規模多機能型居宅介護等、特定施設入居者生活介護のいずれかを1年以上運営している事業者。

② 平成28年9月1日現在、①の地域以外の地域に法人本部を有し、東京都内において2年以上、①の事業を運営している事業者。

5 審査

区管理職を審査委員とし、運営法人の適格性、財務状況、事業の運営方針、資金計画の確実性について一次審査（書類）を行い、各事業3者程度を二次審査（ヒアリング）します。

6 主な整備スケジュール（予定）

平成28年	9月	公募要項発表 公募要項説明会
	9月～11月	応募期間
平成29年	1月	整備・運営事業者選定 住民説明会、障害者団体説明会
	5月～9月	東京都補助協議申請・内示 土地貸付契約締結
	11月	解体、整備工事に関する住民説明会 工事着工（解体工事及び整備工事）
平成30年	10月	竣工
平成31年	1月	開設

問合せ先

重度障害者グループホーム等の整備について

健康福祉部副参事（障害福祉担当） 岩浅 電話 03-3228-5630

介護保険地域密着型サービス施設の整備について

健康福祉部副参事（福祉推進担当） 石濱 電話 03-3228-5628

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施について

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）に対して、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図ります。なお、本事業は東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業による補助金を活用して実施します。

1 事業概要

- ①在宅重症心身障害児（者）に対して、訪問看護師が自宅に出向き医療的ケア（呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）を代替するサービスを提供します。
- ②利用回数は月2回上限、利用は2～4時間の範囲内で時間単位となります。
- ③世帯の区民税所得割額により一部利用者負担があります。

世帯の課税状況	在宅レスパイトサービス利用時間			医師指示書 作成料
	2時間	3時間	4時間	
生活保護受給・区民税非課税	0円	0円	0円	0円
(障害者)区民税所得割額16万円未満	370円	550円	740円	70円
(障害児)区民税所得割額28万円未満	180円	270円	360円	30円
上記以外	1,500円	2,200円	3,000円	300円

2 実施方法

訪問看護ステーション（区内、区外）に委託して実施します。

3 対象者

原則として、以下の①～⑤すべてに該当する重症心身障害児（者）を介護するご家族が対象となります。

- ①区内に住所があり、18歳に達するまでに次の②の状態になった方
- ②重度の知的障害(愛の手帳1度または2度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1級または2級で歩行不能)がある方
- ③在宅でご家族による介護を受けて生活をしている方
- ④医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方
- ⑤医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

4 実施時期

平成28年10月1日

5 今後のスケジュール

平成28年9月 利用者への周知、広報（HP、区報）
10月 事業開始

問合せ先

健康福祉部副参事（障害福祉担当） 岩浅 電話 03-3228-5630